

霧島市農地災害復旧事業分担金徴収条例の一部改正について

霧島市農地災害復旧事業分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

令和4年8月1日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市農地災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

霧島市農地災害復旧事業分担金徴収条例（平成18年6月29日霧島市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第2条中「激甚指定された」を削る。

第3条中「補助災害については当該農地災害事業に要する費用のうち国の補助金額を除いた額の5分の1、農地小災害復旧事業については一般財源相当額の10分の1とする」を「別表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

種類	分担金の額
補助災害	次の各号により算出した額の合計額 (1) 当該農地災害復旧事業に要する費用（委託料を除く）のうち国の補助額を除いた額に5分の1を乗じて得た額 (2) 当該農地災害復旧事業に要する委託料に100分の2.6を乗じて得た額
農地小災害復旧事業	当該農地災害復旧事業に要する費用に100分の2.6を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の霧島市農地災害復旧事業分担金徴収条例の規定は、令和4年7月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の霧島市農地災害復旧事業分担金徴収条例の規定は、令和4年7月1日以後の農地災害復旧事業に係る分担金について適用し、同日前の農地災害復旧事業に係る分担金については、なお従前の例による。

(提案理由)

復旧事業費13万円以上40万円未満の農地小災害復旧事業について、激甚指定されない被災農地にまで適用範囲を拡大するとともに、補助災害及び農地小災害復旧事業に係る分担金の額について整理するために、本条例の所要の改正をしようとするものである。